

平成19年度 第1回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成19年4月19日(木)午前9時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成19年4月19日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 平成18年度就学相談結果について（総務課）
- 3 平成18年度青梅市教育相談所の相談結果について（指導室）
- 4 平成18年度子どもいきいき学校づくり推進事業の実施状況について（指導室）
- 5 平成18年度青梅市立小・中学校卒業式および平成19年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）
- 6 平成19年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）
- 7 平成19年度青梅市学校給食会事業計画および会計予算について（学校給食センター）
- 8 青梅市学校給食会運営要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 9 平成19年度青梅市立美術館事業計画について（美術館管理課）
- 10 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 市民センター運営委員会会議録（新町）
 - (2) 事業等実施予定
 - ア 平成19年度青梅市教育委員会研修会予定について（指導室）
 - イ 宝くじスポーツフェア「はつらつママさんバレーボール in Ome」について（体育課）
 - (3) 事業等実施結果
 - ア 平成18年度後期後援名義承認結果について
 - イ 平成18年度学級（学校）閉鎖状況調べについて（総務課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱の制定について（社会教育課）
- 2 青梅市市民センター改革実施計画（案）について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	阿部郁子
	教育委員会委員	買手屋仁
	教育委員会委員	松永勇
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	小池誠

出席説明員	教育長（再掲）	小池誠
	学校教育部長	山崎雄一
	社会教育部長	新井光昭
	総務課長	清水宏
	施設課長	大越久雄
	指導室長	宇田剛
	教育指導担当主幹	船山徹
	給食センター所長	市川民夫
	社会教育課長	山下正義
	郷土博物館管理課長	久保田正寿
	中央図書館管理課長	上岡高史
	体育課長	地引静雄
	青梅市民センター所長	栗原博
	長淵市民センター所長	福田政倫
	大門市民センター所長	加藤研
	梅郷市民センター所長	高橋昇
	沢井市民センター所長	市川芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原秀二
	成木市民センター所長	池田英喜
	新町市民センター所長	中倉伸明
東青梅市民センター所長	大場護勝	
河辺市民センター所長	大谷宣雄	
今井市民センター所長	英光一	

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	太田進也
	美術担当主査	石田治郎

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 おはようございます。大変寒い日でございますけれども、新緑のいい季節にこれから入ります。新年度となり新しいメンバーをお迎えしました。円滑な教育委員会の運営を進めてまいりたいと思います。

本日の定例会には委員5名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成19年度第1回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には買手屋委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、2件ございます。1件目は、今年度より教育委員が各小学校、中学校の入学式へ来賓として参列いたしました。それぞれの学校にまいったわけですが、初めてのことで、委員の方から感想などをお聞きしたいと思います。

【委員】 私は第一小学校と第七中学校に参列しました。両校とも大変厳粛で、また和やかな入学式で、式が整然と行われたということであります。

【委員】 私は、若草小学校と泉中学校に行っていました。内容につきましては、今、委員の言われたとおりですけれども、特に小学校一年生のきびきびした態度を見て、幼児教育がしっかりしていたのだなという感じを受けました。

【委員】 私は、友田小学校と第二中学校に行かせていただきました。両校ともすばらしい環境の中で新入生を迎え、意気を感じている様子をうかがい、大変喜んでおります。率直な感想を申し上げますと、二中の場合、新入生を迎えるのに上級生がないというのが、ちょっと寂しいなという感じがしました。

【委員長】 私は、河辺小学校と吹上中学校にまいりました。今、各委員のおっしゃった感想とほぼ同じでございます。小学生の場合は、委員がおっしゃったように、小学生として学校の生活をこれから始めていくという気持ちが伝わってくるようなきちんとした態度で座っており、本当にすばらしいと思いました。それから中学校の方ですが、これもまたおよそ2週間前までは小学校の最高学年ではありましたが、新1年生が、身を整えて着席、起立、挨拶、もう既に中学生そのものがそこにいるような印象を受けました。そういうことを見ますと、子どもの力というのは本当にすごいなと。やっぱりそういう経験の場というものをたくさん設ければ、これは

成長の糧になるのではないかと、そんな思いでございました。

それともう一つは、入学式に私も初めて参加したということですが、ほかの来賓の方たちから学校を思う気持ちがとても伝わってまいりました。終了後に入学式の感想をおっしゃるときに、子どもたちや学校を思い感動されているのを拝見しまして、とてもありがたく感じました。学校というのはやはり地域の人々に支えられているということを実感いたしました。

以上、入学式の感想です。

もう一つは、平成 19 年度教育施策連絡会が 4 月 12 日にございました。委員が 1 名欠席でございましたが、東京都の施策説明ということで参加してまいりました。それから、各教育委員のお話を聞いてまいりました。それに関して何か感想等ございますか。

【委員】 東京都の教育委員の各先生からお話を聞いたわけですが、それぞれ教育に対する思いというのが伝わってきたと思います。参考になる部分もありますので、今後また青梅市の教育について参考にできる部分は参考にしていきたいと感じました。

【委員】 数年前まで、校長という立場で伺っていた施策連絡会でしたが、今度は教育委員という違った立場で伺わせていただきました。内容的に個々の施策連絡会ですから、深くかかわることはないわけですが、その中にもそれぞれの委員の区市町村の行政にかけの願いというのがにじみ出ていて、それぞれの違いがありながら、教育全般の中でバックボーンとなるべき方針を伝えられていらっしゃるんだということがよくわかりました。勉強になりました。

【委員長】 事務局の方でも御出席いただいておりますが、何かございますか。よろしいですか。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項 1 議会報告について 説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 おはようございます。では、報告資料 1 をご覧いただきたいと存じます。平成 19 年第 1 回青梅市議会（定例会）報告（その 2）でございます。

この定例会は、記載のとおり、2 月 24 日（土）から 3 月 27 日（火）までの 32 日間開催されてございますが、先の 3 月 29 日に開催させていただきました教育委員会で一般質問等を報告させていただいてございます。したがって、この教育委員会ではそれ以降の項目について報告をさせていただくこととなります。

初めに、予算審査特別委員会でございますが、3 月 16、19 および 20 日の 3 日間行われました。そのうち、まず学校教育関係について御説明させていただきます。

総務課関係では 4 人の委員からご質問をいただきまして、それぞれ 1 ページから 2 ページに記載のとおり答弁させていただいたところでございます。

なお、主な項目といたしましては、第六小学校の情緒障害通級指導学級にかかります入級予

定者や通学区域の範囲について、奨学金融関係の減額の理由について、地方六団体が総務大臣に提出した教育委員会制度の見直しに対する青梅市の考え方について、安全安心学校づくり推進事業経費の内容についてなど、質問をいただいたところでございます。

次に、教育政策担当関係では、3名の委員から質問をいただきまして、それぞれ2ページから3ページにまたがる内容を、記載のとおり答弁してございます。主な項目といたしましては、青梅市教育推進プランをどのように展開していくのか、発達障害のある子どもたちの個別指導について、特別支援プロジェクト等の具体的内容について質問をいただいたところでございます。

次に、施設課関係では、3名の委員から質問をいただいております。それぞれ3ページから4ページにまたがり記載の内容のとおり答弁をさせていただきました。主な内容といたしましては、トイレ等整備状況について、歳入面でございますが、公立小学校水飲栓直結給水モデル事業費補助金の内容などについて質問をいただいたところでございます。

次に、指導室関係では、7名の委員から質問をいただきまして、それぞれ4ページから7ページにまたがり記載のとおり答弁をさせていただいております。主な項目といたしましては、子どもと親の相談員事業の内容について、不登校児童・生徒の実態と対応について、中学校職場体験の内容や効果等について、理科支援配置事業の内容等について、第六小学校通級学級の児童数等について、水泳指導介助員の予算化にかかわる背景について、生徒指導推進協力員の内容等について、地方六団体の重点要望である人事権の委譲について青梅市の取り組みがどうなっているか、また文部科学省の学力調査に対します青梅市の対応について、教職員の健康診断や研修の内容について、諸行事生徒派遣費の内容についてなど質問をいただきました。

次に、給食センター関係では、5名の委員から質問をいただきまして、それぞれ7ページから9ページに記載のとおり答弁させていただいております。主な項目といたしましては、給食残さの堆肥化事業では、3名の委員から事業内容や目的などについて質問をいただきました。そのほかでは、給食費の未納対策について、学校給食配せん員退職報償金の執行根拠についてなど、質問をいただいたところでございます。

恐縮でございますが、次に17ページをお開きいただきたいと思います。3月27日(火)議会の最終日でございます。議案・認定につきましては、記載のとおり決定をされているところでございます。なお、青梅市副市長につきましては、4月1日付けで下田掌久副市長が選任されてございますので、報告させていただきます。

次に、社会教育部からお願いします。

【社会教育部長】 それでは私の方から、平成19年度の社会教育関係の当初予算に関しまして報告をさせていただきます。恐れ入りますが、報告資料1の9ページにお戻りをいただきたいと思います。

上段から社会教育部関係の質問並びに答弁が記載してございます。

まず、社会教育課関係でございますが、西村礼子委員からは放課後子ども教室推進事業に関して4項目にわたりまして質疑がございました。次に、星野委員からは同じく放課後子ども教室推

進事業に関して4項目の御質疑がございました。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして10ページでございます。相川委員からは、放課後子ども教室推進事業のコーディネーターと生涯教育を推進する方針について、また木下委員からは家庭のルールに関して3項目の質疑がございました。

次に、11ページでございますが、吉澤委員からはIT講習会での携帯電話の講習の開催と、施設予約システムについて質疑がございました。井村委員からは年表の作成について質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいたところでございます。

11ページの中ほどでございますが、永井委員からミニマップの経費等につきまして御質疑がございまして、下段に記載してございますような答弁をさせていただいたところでございます。

次に、郷土博物館管理課の関係でございますが、新井委員からは、指定文化財補助事業の内容と個人所有の文化財について、3項目にわたりまして質疑がございました。

12ページをお開きいただきたいと存じます。木下委員からは石器展に関して2項目の質疑がありまして、また青木委員からは埋蔵文化財調査委託料に関して3項目の質疑がございまして、それぞれ記載してございますように答弁をさせていただいたところでございます。

次に、美術館管理課の関係でございますが、13ページをご覧くださいと存じます。榎戸委員からは平成19年度の展示内容と特別展の斎藤清のプロフィールについて、および入館者減少対策とロビーのコンサートの実施について7項目にわたり質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいております。

次に、14ページでございます。中央図書館管理課の関係でございますが、野島委員からは司書の充実について、相川委員からは図書館ボランティアの活動について、木下委員からは新中央図書館の記念事業に関して2項目の質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいております。

次に、体育課の関係でございますが、野島委員からは学校開放事業に対する苦情と対応について、吉澤委員からは温水プール開放事業について、15ページになりますが斉藤委員からは体力保持増進事業経費の減額理由について、また永井委員からは東原水泳場の身体障害者対策と総合体育館のトレーニングルームの事業内容等について、あわせて4項目の質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいております。

次に、15ページの下段でございますが、青梅市民センター、これは青梅市民会館に関してでございますが、榎戸委員からは市民劇場に関して6項目にわたり質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいております。

次に、16ページをお開き願いたいと思います。市民センターの関係でございます。永井委員からは市民センターにより施設管理費に差がある理由について、また斉藤委員からは市民センターの施設整備事業の内容について、17ページになりますが、今井市民センターの生涯学習費用の内容および他のセンターに比べて経費が少ない理由について質疑がございまして、それぞれ記載してございますような答弁をさせていただいております。

以上で、社会教育部の報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 16 ページの研ナオコのリサイタルの件についてなんですが、感想、意見になりますけれども、非常に難しいことだと思いますが、10月に外国から来る歌劇団の話聞いたんです。歌劇団といいますと、オーケストラがついて、合唱団がついて、ソリストがついて、衣装、舞台装置とも大変に大がかりなものになるわけです。その全体を借り上げるのに千数百万と伺いました。そうすると、研ナオコのこれを見たときに、それに比べると歌劇団というのは随分格安だなと思ったというのが正直なところです。講演会等もそうですね。これだけ出していいのか、出さなくていいのかというので、いろいろ人をめぐってありますけれども、余り費用をかけず価値の高いものが得られるように、今後とも努力をしていただきたいと思います。

【委員長】 ほかの委員はいかがですか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成 18 年度就学相談結果について(総務課)

【委員長】 続きまして、報告事項 2 平成 18 年度就学相談結果について 説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、御報告申し上げます。報告資料 2 をお開きいただきたいと思います。平成 18 年度の就学相談の実施結果につきまして御報告を申し上げます。

18 年度の相談件数につきましては、表の上段にございますように 83 件、それにかかわる就学指導委員会につきましては 25 回開催をさせていただきました。それぞれの就学先の結果につきましては、下表に学校別に記載をさせていただいております。区分のところが設置学校名、新入学にあたる相談が左の欄、転入学のところが真ん中の欄、それから合計、備考欄に設置の学級の種別を記載させていただいております。例えば第一小学校で申し上げますと、転入学について 1 名の相談、第三小学校につきましては新入学 2 名、転入学 4 名、合わせて 6 名の相談があったという形で、各学校別に記載をさせていただいております。表の下段の方に羽村養護学校、あきる野学園養護学校等、特別支援学校の区分を記載させていただきました。最下段には、新入学で 3 名、転入学で 2 名、合計 5 名が通常学級に進学しているという形で、トータルで新入学につきましては 41 名、転入学につきましては 42 名、合計 83 件の相談を実施いたしましたということでございます。

以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 通常学級に 5 名の児童が入学されたということで、保護者の方の強い希望も相談の過程でおありになったのかどうか、お聞きしたいと思います。

【総務課長】 通常学級に行かれた方は、もともと就学指導委員会の決定の通常というケースもございます。それと、特別支援学級へという指導委員会の決定に当たりまして、親御さんと学校、

あるいは教育委員会の方と話をした中で、通常学級へという御希望で行かれた方もいらっしゃいます。件数としては、親御さんの御希望により特別支援学級ではなくて通常学級へというケースが、実態としては多いということです。

【委員】 双方で十分に話し合いが行われた結果だと判断してよろしいですか。

【総務課長】 その際には、学校長あるいは教育委員会と話をいたしまして、学校側の受入れの承諾を得ながら、通常学級の方に進学していただいております。

【委員】 わかりました。

【委員長】 ほかの委員はいかがですか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成 18 年度青梅市教育相談所の相談結果について(指導室)

【委員長】 続きまして報告事項 3 平成 18 年度青梅市教育相談所の相談結果について 説明をお願いいたします。

【指導室長】 報告資料 3 にもとづきまして、御説明いたします。

細かな表となっておりますが、平成 18 年度の教育相談所の相談結果でございます。一番右側の合計欄の一番右下でございますけれども、平成 18 年度の延べ合計数は 293 件となっております。平成 16 年度は 231 件、平成 17 年度が 244 件、平成 18 年度が 293 件ということなので、17 年度と 18 年度を比較しますと、50 件ほど増えてございます。どこで増えたかと申し上げますと、顕著であるのは一番上の不登校の件で、約 10 件近く増えてございます。上から 3 番目の集団不適應 B、落ち着きがない、また少し暴力的なお子さんの相談、これについても 7 件ほど増えてございます。また、下から 4 つ目でございますけれども、昨年 10 月以降、いじめがございました。いじめの件数につきましても、平成 17 年度は 4 件でございましたが、18 年度は 13 件ということで 9 件、そういったところが増えているところでございます。

裏面をごらんください。青少年相談室、本来は問題行動等の相談を受けるところでございますけれども、前年度は 15 件、本年度は 19 件、一昨年度は 10 件でございました。10 件、15 件、19 件というふうな形で、やはり相談が増えてございます。相談が増えているということは、周知をされているということで、いい傾向かなということもございます。

3 番目につきまして、外国人児童・生徒学級の件、4 番目にはふれあい学級がございます。ふれあい学級についてちょっと触れさせていただきます。一番下段ですけれども、合計で 31 名が通級してございました。実際、手続をとっている児童・生徒は 31 名でございましたけれども、実際の学級に来ている子どもは 15 人ほどでございました。そのうち、学校復帰といいましょうか、中学校 3 年生が高等学校に合格して入学するということも含めると、この 15 名の中で中学校 2 年生と 3 年生の 3 名ずつの 6 名が学校復帰に向けて努力して頑張っているところです。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 一昨日ですか、「教育相談だより」というのをいただいて、同じことを読ませていただきました。指導室長からお話のあったとおり、293件と大変増えているということです。特に子育て支援とか、健康センター等との機関との連携がうまくいって増えたということで、293件の相談を実施しましたということが書いてある。その裏にはやはり、そういう子どもたちが増えているということもありますので、相談件数が増えるということは必ずしもいいかどうかという問題がありますけれども、やはりどうしてそういう子どもたちが増えてしまっているのか。これは教育ばかりでなくて社会全体の問題だと思います。十分配慮する必要があると思います。これは私の意見であります。

【委員】 学校への復帰率が15名中6名ということで、私はこの数字はかなり高い、いい数字だという認識を持っていますが、是非これをもう少し高い数字にもっていけたら、なお一層いいかなと思います。50%を切っていますけれども、そう低い数字ではないと思います。そういう意味で、もうひと頑張りかなという気がします。

【委員】 この数字というのは件数ですか。それとも相談回数ですか。

【指導室長】 これは回数ではなくて、件数で記載してございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

4 平成18年度子どもいきいき学校づくり推進事業の実施状況について(指導室)

【委員長】 続きまして報告事項4 平成18年度子どもいきいき学校づくり推進事業の実施状況について 説明をお願いいたします。

【指導室長】 報告資料4 子どもいきいき学校づくり推進事業でございますけれども、これは本市が非常に力を入れて平成15年度から行ってきたところでございます。4年が終わりまして5年目に入るわけでございますけれども、今年度につきましては今までの実績について検証すること、そして幾つか各学校で広げていったものをもう一度検証し直して、本校の特徴はこれであるという形で仕切り直す年度でございます。そういった意味で、昨年度までの18年度について御報告をさせていただこうと思ひまして、資料を用意させていただきました。

各学校、細かく書いてございますが、小学校では大きな傾向といたしまして、読書活動を取り上げている学校が14校、それから栽培関係が5校、音楽活動が4校、この読書活動、栽培、音楽活動というのがかなり際立っており、件数が多いところでございます。

同様に中学校の方を見ても、読書活動を扱っているところが4校、栽培活動を行っているのが4校ということで、中学におきましても読書と栽培活動ということにかなり取り組んでまいりました。

冒頭に申し上げましたが、今年度はその検証を踏まえまして、今までの成果を生かすこと、そして備品よりもソフト面を充実しながら、今年度新たにまた各学校で子どもいきいき学校づくりに取り組んでいるところでございます。

以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 ただいま室長からの説明がありましたとおりだと思います。これまでの事業の評価を検証ということでしょうか、各学校でしっかりとしてもらって、そしてその上でまた 19 年度執行すると。確かにものを揃えるというよりは、ソフトの面でさらに一層充実させていくということは大切なことだと思いますので、ぜひ進めてもらいたいと思います。各学校によりしく願います。

【委員長】 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

5 平成 18 年度青梅市立小・中学校卒業式および平成 19 年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について(指導室)

【委員長】 続きまして、報告事項 5 平成 18 年度青梅市立小・中学校卒業式および平成 19 年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について 説明をお願いいたします。

【指導室長】 先ほど委員長からございましたけれども、今年度から入学式への御列席、本当にありがとうございました。

報告資料 5 にございますとおり、表面には 18 年度の卒業式、裏面には 19 年度の入学式の実施結果を記載させていただきました。どの学校につきましても適正に実施されましたことを、また改めて御報告いたします。また、小野委員からいただいた御意見につきましても、来年度に向けて活かしていきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

6 平成 19 年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について(指導室)

【委員長】 続きまして報告事項 6 平成 19 年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について 説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、2 枚つづりになってございます報告資料 6、A 4 横の資料をごらんください。

まず、報告資料 6 の表面の方は小学校の教育課程届の概要、裏面の方は中学校でございます。小・中学校ともに教育目標につきましての変更はございませんでした。

真ん中、中ほどあたりですけれども、1 学期、2 学期、いわゆる始業式と終業式の日程につきましては、特徴が出てまいりました。平成 16 年度から、各学校の弾力的な運用が可能になったわけでございますけれども、平成 19 年度 2 学期の始業式を早め、終業式も早める、そういった学校が小学校、中学校とも昨年度に比べて大幅に増えております。これは、2 学期の終業式が 12 月 25 日ですと、3 連休の後に 1 日平日がくるということがございます。それならば、子どもた

ちの生活に区切りをつけるために、その3連休の前の21日に終業式を行う。そのかわり、夏休み明けの2学期の始業式を早めるという、これは小学校、中学校ともにそのような形でございます。一番右側の年間授業時数につきましては、予定されている数でございます。どの学年も余剰の時間といいますが、実際にはインフルエンザがはやって学級閉鎖があったり、そういったところで標準時数よりも十分な余りの時間をとる必要がございます。どれだけとっているかという時数で、今年度示させていただきました。それが一番右側の年間の授業時数でございます。

2枚目の学校行事一覧をごらんいただければと思います。まず学校名の隣にございます運動会・体育祭でございますけれども、これは昨年度までと同様な傾向でございます、9月の開催が非常に多くなってございます。中学校につきましては9月22日が非常に多くっております。小学校につきましては9月29日、30日というところが多くなっております。また、委員の先生方には御出席の御案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

道徳地区公開講座もセーフティ教室も全校において例年どおり実施が予定されてございます。

小学校の移動教室につきましては、日光が9校というところで一番多くなってございます。そのほかは富士山の麓と清里に行く学校もございます。中学校の修学旅行に関しましては、11校すべてが、関西の京都・奈良方面を予定しているところでございます。

特別支援学級の宿泊につきましては、例えば第一小学校は名栗方面、第三小学校も名栗方面なんですけれども、それ以外に清里、また中学校では伊豆、三浦海岸等、これら宿泊学習を予定しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 今、授業時数をいかに多くつくり出すかということに、各学校が苦勞しているというふうには伺っています。そういう中で、中学校の方の年間授業時数を見ますと、標準と思われる980時数と、そのほかの学校の多いところを比較すると、かなり差が大きいですが、どういったことでそういう数字が出てくるのだろうかということをお教えください。

【指導室長】 中学校の方、特に3年生のところ、980の標準時数がぎりぎりの学校が3校ございます。また、余裕を持っているところがあるわけでございます。これにつきましては、3年生の予定等がまだなかなかはっきりしないところがございます。それを980で出している学校につきましては、未定の部分を授業時数としてカウントできないところ、余裕があるところにつきましては、例年の実績をもって、ここににつきましては授業が可能であろうということと算出しているところでございます。実際に、この980と書いてある学校につきましては、余剰時数がほかにございますので、そういったところをもってこの時間を確保するような形で指導しているところでございます。

【委員】 各学校、教育目標を適切に定めているとは思いますが、実際にこの教育目標をどう児童・生徒に伝えていくかということが非常に大切ですね。例えば、第一小学校の例をとりますと、校訓の「強く 正しく みんな仲よく」というのはそのまま恐らく子どもたちにも伝えているの

だろうと思います。そういうものもございますし、こういう生徒を育てるといのは学校の目標ですから、恐らく具体的に何か校訓といひますか、標語といひますか、そういうものもつくっていると申します。校訓が書いてあるところは、具体的になぜこういうものが出てきて、目標としてこういう子どもを育てるといひのが必要だし、それからこういう生徒を育てるといひことであれば、逆に具体的に子どもたちにどう説明するの、いわゆる周知していく、投げかけていく、ということになると申します。その辺がすこし混ざっているような感じが申しますので、これは各学校で整理して、各学校が独自にそれぞれ個々に考えていただければいいですね。目標として、届出はこれでいいと申します。

【指導室長】 御指摘いただいたとおり、この内容につきまして、教員が取り組むべきこと、それから子どもたちが自分自身で感ずることといひところを、なかなか整理し切れていない場面がございます。またそういったところにつきまして、教育課程の編成の前、もっと前の段階から、校長会等、それから教務主任会を通じてお話をさせていただきたいと申します。

【委員】 昨年も私はお話ししましたが、教育目標で例えば東小学校あたりは「師弟同行：WITHの精神」と非常に難しい言葉ですから、子どもたちに少しでもわかるようにかみ砕いて、何回も何回も子どもたちにお話ししていただければいいのかなと感じます。

【指導室長】 東小・中学校の「師弟同行：WITHの精神」が共通してございまして、その下にあるものが小学校と中学校、分かれてございます。下にあるものに関しては、小・中独自のものですけれども、このWITHは東小・中では本当に毎時間、複数の先生方が必ず子どもたちとぴったり一緒にいる。本当にあき時間というものがないような形で、必ず子どもたちに寄り添っていくと。これはある意味では、先ほど委員からお話がありましたけれども、教員に対してみずからこういうふうな形でやっといこうといひところも含まれ、またその姿を子どもたちが見て、先生方が一緒にいてくれるんだと。一緒にいるといひことが、英語でいひるとWITHといひことなんですけれども。現在、小学校4年生から在籍してございます。4年生には英語の単語でなかなか馴染みがないかもしれせんけれども、日々の教育活動の中で教員が示す姿勢といひのがこのWITHであるといひことを学校の方では示しながら、努力しているところでございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

7 平成 19 年度青梅市学校給食会事業計画および会計予算について(学校給食センター)

【委員長】 続きまして報告事項7 平成 19 年度青梅市学校給食会事業計画および会計予算について 説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食会運営要綱第5項の規定によりまして、お手元に御配布をさせていただいております報告資料7にもとづきまして御説明をさせていただきます。

初めに、平成 19 年度学校給食会事業計画について御説明をさせていただきます。

1の年間給食回数でございますが、小・中とも年間 178 回を予定させていただいております。

なお、1年生につきましては、各学校からの報告にもとづき、5月前後から給食を開始するという関係がございまして、年間給食予定回数を162回としております。

2の小・中学校の年間給食予定食数といたしましては、229万1,792食を予定しているところでございます。

3の給食開始・終了年月日でございますが、1学期から3学期まで、各学校の給食開始・終了年月日を確認の上、表記のように予定をさせていただいたものでございます。

4の給食費でございます。小学校3,450円、中学校4,200円と、前年同様の給食費とさせていただいております。

5の負担金でございますが、平成15年4月から実施されました文部科学省が定めました安全衛生基準にもとづいた対応でございます。学校給食会に青梅市が保存食等の原材料費として357万1,000円を負担しているものでございます。

6の資金の借入でございますが、学校給食会が食材を購入する業者に対しましての支払いに充てる運用金でございます。昨年同様4,100万円を学校給食会が青梅市より借り入れているものでございます。

7の給食材料購入予定額につきましては、小・中合計いたしまして5億2,380万4,000円を予定しているところでございます。

以上で、平成19年度の学校給食会の事業計画の報告を終わらせていただきます。

続きまして、次のページでございます。青梅市学校給食会運営要綱第9項の規定にもとづきまして、平成19年度青梅市学校給食会会計予算について御説明をさせていただきます。

平成19年度学校給食会予算をお開きいただきたいと存じます。1ページでございます。この表は総括表でありまして、大変恐縮でございますが、総括表のみで説明をさせていただきたいと存じます。

上の表でございますが、収入の部、科目欄1から6までの科目の種類および下の表にございます1から6までの、収入・支出合計とも、合計欄にございます5億6,620万9,000円を計上いたしました。この額を前年度と比較いたしますと、比較欄にございますように、356万6,000円の減となったところでございます。

上の表の収入の部であります。科目欄1の小学校給食費は3億2,446万6,000円を、その下の中学校給食費につきましては1億9,579万円を予定いたします。なお、積算根拠につきましては、19年2月の児童・生徒の予定数にもとづき算定をしたものでございます。

次に、科目欄3、市負担金および交付金、4の借入金については、先ほど事業計画で御説明をさせていただいた内容、金額を予算措置したものでございます。

5および6については、それぞれ科目存置として計上し、最下段にございますように収入合計を5億6,620万9,000円としたものでございます。

次に、支出の部、下の表でございます。1の小学校給食費、いわゆる給食材料購入費といたしまして3億2,672万7,000円、2の中学校給食費、給食材料購入費として1億9,707万7,000円

を前年実績および児童・生徒数などの推計により算定をしたものでございます。

次に、科目欄の3、手数料につきましては、口座振替手数料として青梅市から補助を受けている手数料でございまして、138万円を計上させていただいたものでございます。

続きまして、科目欄4、報償費につきましては、給食会の理事会、幹事会に御出席をいただきます方に対する費用弁償でございまして、2万5,000円を計上してございます。

次に、科目欄5の償還金につきましては、給食会が青梅市より食材の購入費として借り入れた4,100万円の償還金でございます。

以上、科目欄1から6までの支出合計5億6,620万9,000円を、給食会の支出予算として予算計上したものでございます。

次ページの表をお開きいただきたいと思います。19年度青梅市学校給食会の明細につきましては、大変恐縮でございますが、ただいま説明した内容の部分でございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

なお、ただいま御説明をいたしました平成19年度青梅市学校給食会事業計画および平成19年度青梅市学校給食会の会計予算につきましては、平成19年2月20日に開催いたしました学校給食会および青梅市学校給食センター運営委員会の承認をいただいておりますことを、念のため申し添えさせていただきます。

以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 先ほど教育課程の届の中で、2学期の始まりと終わりが非常に特徴的になっていたんですが、そういうものへの給食の対応は十分に行われているのでしょうか。

【給食センター所長】 事業計画の中で説明した3の給食開始・終了年月日というところでございますが、各学校の方からの調査をお願いいたしまして、それにもとづいて実施をさせていただいておりますので、委員のおっしゃるような内容で対応させていただいているというふうなことでございます。

【委員】 先般の議会でも、給食費の未納ということが議論されておりますが、やはり保護者の理解を得ることが一番大切なことだと思うんですね。ぜひ、保護者の理解を得るような方策も進めさせていただきたいと考えています。

【給食センター所長】 給食費の関係では、前年度、国の方が調査をいたしました関係で、非常に大きな反響を呼んでいると認識をしております。御指摘をいただいた保護者の理解を得られるようにするというところでございますが、文書等ではなく各戸別臨戸徴収で、また38%前後が母子世帯でございますが、なるべくコンタクトをとるようにし、就労している方もおられると思いますので、夜の電話連絡等も含めまして対応させていただいているところでございます。よろしくお願いをいたします。

【委員長】 よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

8 青梅市学校給食会運営要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 続きまして報告事項8 青梅市学校給食会運営要綱の一部改正について 説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 報告資料8にもとづき、青梅市学校給食会運営要綱の一部改正について説明をさせていただきます。

まず、1の改正理由でございます。地方自治法の一部の改正によりまして、平成19年4月1日から助役制度および収入役制度が改められたことに伴いまして、青梅市学校給食会運営要綱の第17項および様式の一部を変更する必要が生じたため、本要綱の一部を改正しようとするものであります。

2の改正の内容でございます。次のページをお開きいただきたいと思います。青梅市学校給食会運営要綱新旧対照表でございます。

右欄、現行第14項の部分でございます。一番上の方でございますが、網かけの部分、「納付書兼領収書」を左側の表のアンダーラインの部分に記載した「納入通知書兼領収書」に、また新旧対照表右の欄の現行第15項(3)網かけの部分の「学校給食人員異動報告書」を、左の欄、改正後でございますが、アンダーライン部分「学校給食費納付額報告書」に、さらに本要綱第17項右欄の網かけ部分「収入役」を、左の欄「会計管理者」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

3の実施期日につきましては、平成19年4月1日から実施するものでございます。ただし書きがございます、「ただし、実施日において現に在職する収入役については、その者が在職する期間(本年度12月23日)に限り、改正後の青梅市学校給食会運営要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による」とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

9 平成19年度青梅市立美術館事業計画について(美術館管理課)

【委員長】 続きまして報告事項9 平成19年度青梅市立美術館事業計画について 説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 それでは、平成19年度青梅市立美術館事業計画につきまして御報告させていただきます。

A4の横長の表、資料9をごらんいただきたいと思います。まず、表面の欄外に1展示事業と記載してございますが、こちらから御説明させていただきます。

これまで、毎年度の予算の中で公募展と特別展を開催してまいりましたが、ある程度のレベルを維持しながら両事業を実施するということが、これ以上スリム化することが困難な状況になってまいりました。このことを踏まえまして、本年度から公募展いわゆる多摩秀作美術展と特別展

を隔年で開催する方法をとらせていただいたところでございます。したがって、本年度の展示事業は、表にございますように、館蔵品を中心とします常設展3回、企画展2回、特別展1回を計画しておりまして、公募展は来年の開催とすることとなります。

今年度のメインとなりますのは、表の中ほどの特別展、生誕100年齋藤清展でございまして、生誕100周年を記念しまして、その画業を振り返るとともに、より多くの方が親しめるよう、青梅市立美術館初めての試みでございまして、青梅市立美術館と北海道立釧路芸術館、福島県立美術館、および秋田県立近代美術館の4館をめぐる回顧展への参加を計画しているところでございます。

齋藤清さんでございましてけれども、明治40年に福島県会津でお生まれになりまして、木版画で優れた作品を数多く残した、世界的にも大変著名な作家でございまして、特にライフワークでございました「会津の冬」などをモチーフとした作品で有名な版画家でございまして。今回の特別展におきましては、その版画と墨絵150点を2回に分けて展示を予定しております。

なお、その他の展示会の内容につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しを願いたいと思います。

次に、裏面をごらんいただきたいと存じます。2の普及事業でございまして、こちらは例年どおりの内容でございまして、実技講座4種類で延べ12回、展示会が延べ4回、および講演会を1回、全体で3種類、延べ17回の普及事業を予定してございます。詳細につきましては、後ほどお目通しを願いたいと思います。

最後になりますが、恐れ入りますが、もう一度、表の表にお戻りいただきたいと存じます。欄外になりますが、下段でございまして。展示替えによる臨時休館日を記載のとおり設定させていただきたいと存じますので、よろしくお申し上げます。

以上、御報告させていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 今お話がありました多摩秀作美術展が隔年事業になりましたけれども、私の知り合いが今まで毎年毎年出してきて、非常に楽しみにしていましたが、これが隔年になって少し残念がっているんですけども、この公募展は1回やるとどのくらいの費用がかかりますか。

【社会教育部長】 平成18年度の公募展の費用でございまして、合計で50万4,500円余でございまして。

【委員】 隔年にした理由を再度お話ししていただきたいのもよろしいですか。

【社会教育部長】 今まで予算等をお認めいただいた中で、予算の範囲内で特別展と公募展を開催しておったわけでございましてけれども、その予算が年々削られておりまして、展示の内容等もこれ以上スリム化する、あるいは展示内容をかえていくというのは非常に難しい現状になってまいりました。そこで、どちらかに特化したものにしようということで、公募展と特別展を交互にということで考えたところです。

【委員長】 関連で、隔年になった場合に、隔年の作品の展示の仕方というところも含めて、こ

れから考えていかなければいけないのかなと思います。というのは、限られたスペースであるということをお考えますと、その作品を見る方がこの絵に対して深い尊敬の念を持って見る方もお客さんの中に大変おられました。そういう方を思いますと、やはり見やすい場所とか、それからその絵が持っている力が十分に発揮されるような位置に展示されることが必要なというようなこともあります。作品の数とスペースとのバランスを考えていただいて、いい展覧会といいますか、そういうものにしていただきたいなと思っております。

ほかの委員、いかがですか。ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

10 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 市民センター運営委員会会議録(新町)

(2) 事業等実施予定

ア 平成 19 年度青梅市教育委員会研修会予定について(指導室)

イ 宝くじスポーツフェア「はつらつママさんバレーボール in Ome」について (体育課)

(3) 事業等実施結果

ア 平成 18 年度後期後援名義承認結果について

イ 平成 18 年度学級(学校)閉鎖状況調べについて(総務課)

【委員長】 続きまして報告事項 10、これは諸報告ですが、あらかじめ各委員、事前に目を通しておりますので、何か御質、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

それでは、報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱の制定について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項 1 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱の制定について 説明を願います。

【社会教育課長】 協議事項 1 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱の制定について 御説明申し上げます。

この設置要綱の説明を申し上げます前に、放課後子ども教室推進事業につきまして御説明申し上げます。お手元の協議資料 1 の 2 ページ目に参考資料をつけてございますので、そちらの方をお開き願いたいと存じます。

まず、放課後子ども教室推進事業の基本的な考え方でございます。放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省と厚生労働省においては、両省連携のもと、今年度から総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設することとなりました。厚

生労働省の所管する学童保育事業につきましては、既に実施されているところでございますので、その事業と連携する形で今年度は文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業を実施するというところでございます。

活動場所でございますが、各学校の余裕教室、校庭、あるいは体育館などを活用して行うものでございます。

次に、経費でございますが、国、都、青梅市でそれぞれ3分の1ずつの負担となっております。

2番目に事業内容を載せてございます。各学校が所在するところの地域の方々の参画をいただくとともに、運営委員の中のコーディネーターや福祉アドバイザー、そしてボランティアが中心となって、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、あるいは地域の方との交流などを行うということで、予定してございます。

続きまして3番目、今年度の事業内容について御説明申し上げます。

まず、今年度につきましては、実施校でございますが、モデル1校を選定いたしまして実施いたします。基本的には全小学校区での実施でございますけれども、実施する環境、あるいは施設的にもすべての対象者の受け入れというのは到底困難な状況でございますので、まず今年度におきましてはモデル校でスタートいたしまして、利用希望者の状況、事業の運営方法、あるいは学童クラブとの連携方法など、さまざまな検証を行っていきたいと考えております。モデル校につきましては、既に校長先生の内諾をいただき、細部につきまして現在調整をしているところでございます。

次に、定員でございますが、今年度は定員100人と定めまして、登録制をとって実施していきたいと考えております。

次に、実施日等でございますけれども、6月から翌年の3月までの長期休業期間を除く毎週水曜日、合計34日間でございます。また、時間でございますが、放課後の15時から18時の原則3時間を予定しておりますが、日照時間あるいはモデル校の授業事情等もございまして、今後調整する中で決定していきたいと考えております。

続きまして、運営委員会でございますが、これは後ほど設置要綱の中で御説明申し上げますので、7番目のコーディネーターについて御説明申し上げます。

放課後対策事業の総合的な調整役としてコーディネーターを配置いたしまして、学童保育事業と連携した取り組みの調整、あるいは学校や関係機関、団体との連絡調整、あるいは活動プログラムの企画・策定等を行っていただく、まさにこの事業の成否を担う中心となる人物として、コーディネーターという方を1人配置する予定でございます。

そのほか、安全管理員2人、学習アドバイザー1人、あと学生ボランティア、これにつきましては青梅総合高校の生徒さんを予定してございます。この総合高校につきましては、奉仕活動という授業の中で対応していただくという予定になっております。人数につきましては、大体20人前後を予定してございます。

そのほか、活動場所の余裕教室につきましては、エアコン、電話を設置するとともに、指導者

につきましては傷害保険、あるいは受講者につきましては公民館保険で、それぞれ怪我等に対応していくこととしております。

以上、簡単でございますけれども、放課後子ども教室推進事業について御説明を終わらせていただきまして、この事業の推進を図るために、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会を設置するための要綱の制定を、今回協議事項で提出させていただきました。

それでは、協議資料1の運営委員会設置要綱につきまして御説明申し上げます。

まず1番目に設置の目的でございます。子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりの推進を図るために、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会を設置いたします。

この運営委員会の所掌事項が2番目に載せてございます。(1)番から(7)番の事項につきまして所掌するというところでございます。

最初に放課後子ども教室推進事業計画の策定に関すること、2番目に実施にかかる安全管理に関すること、3番目に広報活動に関すること、4番目に事業協力者の人材確保に関すること、5番目に活動プログラムの企画に関すること、6番目にこれはモデル事業等でございますが、実施後の検証あるいは評価に関すること、あるいはその他放課後子ども教室推進事業の実施に関すること、ということ所掌していただくこととなります。

3番目、組織でございます。運営委員会の組織につきましては、青梅市教育委員会が委嘱または任命する委員11名をもって組織をする予定でございます。上から3人につきましては、行政の職員、工からサにつきましては各種関係団体の代表者等を予定しておりまして、合計11人をもって委員会を組織する予定でございます。

(2)としまして、委員会が必要と認める場合には委員会に専門部会を置くことができるということで、実際に放課後教室をやっていただくための実施要綱等は別に定めたいと思っております。

続きまして、裏のページをお開きいただきたいと思います。4番目に委員長の職務および代理につきまして載せてございます。

5番目につきましては、任期でございます。委員の任期は2年としてございます。

6番目、会議につきましては、委員会の会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となるということでございます。また、委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、または資料の提出を求めることができる、ということでございます。

7番目に報告。委員会は、必要に応じ、委員会の検討経過および結果を教育委員会に報告するということになってございます。

8番目に庶務でございます。庶務は、社会教育担当課が処理するというところでございます。

そのほか、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めるということでございます。

最後に、実施期日でございます。この要綱は、平成19年5月1日から実施するというところでございます。

以上、放課後子ども教室推進事業と運営委員会設置要綱の説明を終わります。よろしく御協議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 この委員会の設置については、基本的にこれでよろしいかと思えますけれども、19年度の事業内容が既に発案されている中に、実施日として水曜日が設定されて、時間的に15時から18時という予定がされているようですけれども、これは学校の実態と少し差異が生じているような気がしますが、いかがなものでしょうか。

【社会教育課長】 今回、モデル事業ということで、週に1回、モデルの学校等々を調整いたしまして、水曜日は学校が午後1時40分で終わるといようなことを受け、その後、事業を実施しようかといようなことになり、月曜日から金曜日の中で実施しやすい水曜日を選ばせていただきました。午後3時から6時の中で可能かどうか、細かいことになると、モデル校と時間的なすり合わせができていない一点がこの時間的なものでございますけれども、その辺をすり合わせまして実施していきたいと考えております。

【委員】 19年度はモデル校を選定してやるわけですが、ということは本格実施をするのは翌年からということだと思いますけれども、このモデル事業はその学校だけの児童ですか。Aをモデルにして、あるいは本格的になったらA小学校のところにB小学校の児童も行って、放課後教室事業を受けることができますか。

【社会教育課長】 この放課後子ども教室といいますのは、各学校に通学している児童がすべて対象ということでございます。各学校ごとの通学されている方が対象ということでございますので、A校からB校へ行くという想定はしてございません。

それと、前段のこのモデル事業でございますが、1年、モデル校で実施させていただいて、いろいろ検証がございますので、即また来年、今度はモデル校を外して全部ということは今考えてございません。モデル校として若干1年か2年か時間がかかるなということを想定してございます。すぐに全部ということは考えてございません。

【委員】 この事業は、いつまで実施しますか。期限等はなくこれからずっと実施していく予定ですか。

【社会教育課長】 これは、予算の面で国と都と市が3分の1ずつとなっておりますが、国につきましてはいつまでいただけるのかという所がございます。こういうモデル事業というのは3年で打ち切りというのが多いわけございまして、その辺いろいろございますので、なかなかいつまでというのは難しいところでございます。

【社会教育部長】 今、予算の範囲内のことでお話し申し上げましたけれども、これがもし補助等もなくなりまして、政策的に続けるという判断になりましたら、補助がなくても市費でやっていくというふうに考えておりますが、今は先が見えないような状況でございます。

【委員】 参考までにお聞きしますが、厚生労働省関係のいわゆる学童保育、青梅市には幾つぐらい設置されていますか。恐らく教育委員会の所管ではないと思しますので、もしわかりました

ら教えていただければと思います。

【社会教育課長】 青梅市学童保育所条例施行規則の中に載ってございまして、17カ所でございます。その17カ所でございますが、二小の学童保育所が第二子どもクラブと千ヶ瀬子どもクラブと2カ所ございますので、合計で17カ所でございます。東小学校の関係はございません。

【委員】 わかりました。どうもありがとうございました。ということは、モデル校は当然のことながら、これからもし将来実施されたときには、それぞれやはり相当のすり合わせといえますか、お互いの連携というのが必要になるということですね。

【委員】 文科省のカラーのリーフレットを見ますと、活動場所における連携促進の中に、両事業の関係者と学校の教職員関係、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進するとあります。当然のことだとは思いますが、こういった事業が入ってくることによって、新たに学校の負担が極めて大きくなっていくということには少し懸念があります。そういう意味で、やはり学校のこれまで行ってきた教育活動に専念してきた経緯を踏まえて、十分に負担をかけない方向で放課後事業をやっていけたらいいなというふうに思います。

【社会教育課長】 この放課後子ども教室のモデル校を選定するに当たりまして、この放課後子ども教室といいますのは、学校の管理下ではないということ、まずモデルの学校の先生方にお話しさせていただきます。そこが大きなポイントではないかと思えます。学校の管理下で行うものじゃないということ、十分に御理解をいただいて、実施していこうということでございます。よろしくお願ひしたいと思えます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱の制定については承認されました。

2 青梅市市民センター改革実施計画(案)について(社会教育課)

【委員長】 続きまして協議事項2 青梅市市民センター改革実施計画(案)について 説明を願ひます。

【社会教育部長】 それでは、お手元の協議資料2、青梅市市民センター改革実施計画(案)につきまして御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきますと、資料1と書いてございますが、その前に今日までの経過等を若干触れさせていただきます。

市民センター改革につきましては、昭和54年に当時、生涯教育審議会というのがございまして、「青梅市における市民センターの在り方」という答申が出ております。それにもとづきまして、種々事業を展開したわけでございますけれども、平成8年に新たに「市民センターおよび出

張所の在り方検討委員会」が設置されまして、平成 12 年にその検討結果が経営会議で報告されているところでございます。その内容につきましては、住民票等の交付事務、あるいは図書館を含む市民センター事業の効率化の要請、青梅地域の市民団体事務の課題、プログラムの重複や定例化した生涯学習事業の課題、これらを中心に報告がされているところでございますが、その後、少子高齢化、地方分権等、新たな潮流もございまして、平成 19 年に再度、企画調整課が中心となりまして、市民センター等の意見交換を踏まえまして、企画調整課の試案ということで、庁内に向けて案を発表したところでございます。しかし、この案につきましては、あくまでも概括的な内容でございまして、具体的な内容を含むものではございませんでした。そういう経過を踏まえまして、平成 18 年 5 月 24 日、経営会議におきまして、今後の市民センターの改革の進め方、その基本的な方針が決定されたところでございます。以降、平成 18 年 5 月 29 日から協議を重ねまして、平成 19 年 2 月 27 日、本日お配りしております計画（案）が承認されたところでございます。以降、各方面で意見を聞くということになりまして、私どもの方では社会教育委員さんに平成 19 年 3 月 20 日に御意見等を承っておりますけれども、特に内容としては意見がございませんでした。そういう経過を踏まえまして、今回の市民センターの内容を御説明させていただきます。

まず資料 1 をご覧ください。市民センターの改革の 1 の改革の主題でございます。今回の主な内容としましては、便利な市民センターとする、地域のコミュニティ施設として市長部局の施設として位置づける、ということございまして、現在 11 の市民センターは条例等で教育委員会が管理するとなっておりますが、これを市長部局の方へ位置づけをしていくという大きな変更点でございます。

便利な市民センターのイメージ像につきまして、そちらに書いてございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

その次に、便利な市民センターというのはどういうものかということで、大きく 2 点でございます。質の高いサービスの提供と支出の最少化を図りつつ、効果的なサービスを実施する、ということで、(1) 事務のうち軽易な出張所的事務を実施するということでございます。現在、今井市民センターで試行しております内容でございます。大変恐縮でございますが、1 枚おめくりいただきまして、資料 2 ということで、今井市民センターにおける行政事務（軽易な出張所的事務等）についてというのがございますので、お目通し願いたいと思っております。

平成 18 年 5 月 24 日経営会議におきまして方針が決定されております。それにもとづきまして、青梅市今井センターにおきまして行政事務（軽易な出張所的事務等）を、以下のとおり試行するということで、現在試行を行っているところでございます。

1、試行内容でございますが、汎用機用端末（パソコン）で実行可能な軽易な出張所的事務を行うということでございます。これは、市役所でございます自動交付機ではございませんで、パソコンを利用しての住民票の写しの交付でございます。

(1) 取扱事務ということでございますが、住民票、あるいは印鑑証明に関する交付の事務が

主な内容でございます。

(2) 取扱日時につきましては、月曜から金曜日の8時半から5時までということで設定をして、現在試行しております。

2、試行期間でございますが、平成19年4月から平成20年3月までということで、現在行っております。

3の試行体制でございますが、現状の人員に、臨時職員でございますが1名を4月から6月まで配置し、試行を実施するという事になっております。なお、7月以降の臨時職員の配置につきましては、試行実績を見て対応するという事でございます。4月2日から試行が始まりまして、1週間で28件の取り扱いがあったというふうに聞いております。

お戻りいただきまして、最初のページでございます。3 地域市民団体事務の支援ということで、現在行っている事務の内容でございます。地域市民団体の事務につきましては、地域住民が担うことを原則としつつ、市民活動の支援および推進を図るということで、今後も図っていききたいということでございます。具体的には、裏に書いてございます。

まず、青梅市自治会連合会の支会の事務、各支会の体育振興の団体、青梅市青少年対策地区委員会、地区防災対策委員会、その他の団体(各センターでの経緯を踏まえまして、将来に向かって支援を必要と判断する団体)につきまして、11の市民センターを対象としまして、今後も地域市民団体の事務を支援していこうという内容でございます。

それから、大きな2つ目の改革の内容でございますが、4の生涯学習の集中化でございます。現在、各市民センター11ございまして、そちらで行っております生涯学習事業を、効率化を推進するため、社会教育課に体制を集中し、事業を実施するという事で、11センターすべてが対象となります。

集中化の内容でございますが、資料3ということで、先ほどの今井市民センターの次のページをごらんいただきたいと思っております。

生涯学習の集中化。1、改革の方向性でございますが、ただいま申しましたように、効率化を推進するため、集中管理による実施を図るということでございます。

2の改革の実施計画でございますが、教育委員会社会教育課に生涯学習係を新設し、全市を対象とした生涯学習事業を所管する。既存の生涯学習事業は再編・整理をするということでございます。

3、集中化と効率化の取組(1)集中化の体制、アといたしまして、社会教育課生涯学習推進担当を生涯学習係に改組する。イ、現行の係長1、係員1の2人体制を、係長1、係員4の5人体制とする。現在所管しております青少年問題協議会および補導連絡会、あるいは青少年の関係につきましては、20年に向けまして市長部局への移管を考えているところでございます。ウ、社会教育施設の予約管理システム、これは規則を改正して市民センターを所管する市長部局に新たに設置することになります課が運営管理するという事でございます。

(2)効率化の取組。アといたしまして、これまで11市民センターで実施してきた生涯学習事

業のうち、類似事業を精査・整理する。イ、定例化している事業は整理する。ウ、分野別生涯学習事業は社会的ニーズ、地域ニーズを精査し、重点化を図る。エ、生涯学習グループの自立的な活動を支援・推進する。オ、生涯学習事業の委託化を推進する。例として、柔・剣道教室がごさいますが、それらの委託化を図っていこうという内容でございませう。

右にまいりまして、4、生涯学習の進め方でございませう。後ほど御説明いたしましませうが、各市民センターにございませう運営委員会について廃止をしていくという方針が示されてございませう。それにかわりまして、(1)といたしましませう、現在ございませう生涯学習推進市民会議を活用し、市民センター運営委員会にかわるものとして、ア、市民会議を活用し、市民の意見やニーズを反映させる。イといたしましませう、同会議は、青梅市附属機関等の設置に関する指針にもとづき見直しを図る、ということにさせていたただいてございませう。

(2)の市民センター職員との連携につきましては、下のイメージ図がございませうので、お目通しいたただきたいと思ひませう。

大変恐縮でございませうが、2枚目にお戻りいたただきませう。先ほど、4の生涯学習の集中化で御説明しましませうが、その次の5主管課の新設ということにございませう。施設の管理運営、施設整備、予算、人員の効率的な運営を図るため、市長部局の中に新たに統括する主管課を新設しようとする内容にございませう。これらにつきましては、また後ほど説明させていたただきませう。

6につきましては、市民センター運営委員会につきましては廃止をしていこうということに、先ほど生涯学習市民会議の活用について触れさせていたただいたものでございませう。

7といたしましませう、市民センターへの職員の配置にございませう。基本的に職員と再任用職員、これは役所を退職された職員にございませう。それと臨時職員の活用により、現状の職員数を確保するという内容にございませう。

以上が基本的な内容にございませうして、表の方に移らせていたただきませう。生涯学習の集中化という横の表にございませう。現状ですが、社会教育課7人、市民センター11人、延べ18人で生涯学習を実施してございませうが、改革後につきましては、すべての市民センターでの生涯学習担当がなくなりませう。社会教育課の中に社会教育係、それから生涯学習係、先ほど御説明しましませうように人員を減らしませうして、このような体制で生涯学習を推進していこうという内容にございませう。

その下、新市民センターの業務分析というところになりませう。左に市民センター業務概要というものがございませうが、その上段、市長部局というものがございませう。これが市長部局の新しくなる内容にございませう。市民センターの業務が、右の簡易な出張所的事務から始まりませうして、下の外郭団体依頼業務までございませう。そのほかに、現在行っておりませう地域市民団体の支援事務として、支会事務、青少年対策の事務、体育振興会の事務、防災対策事務、その他の団体の事務にございませう。そのほかといたしましませう、青梅の市民センターと4出張所には消防の事務主任というものがございませう。これらを含めませうして、市長部局に移行ということにございませう。

それから、教育委員会といたしましませうは、現在、社会教育関係の生涯学習事業にございませう。これらを集中化いたしましませう関係から、集中化いたしましませう事業を各市民センターへ振り分けて、

市民センターの中での社会教育学習や生涯学習の事業を展開していくということで、今度は市民センターをお借りしながら事業を展開していくという内容でございます。

もう一つ、左下の市民センターには現在図書館が併設されていますが、新中央図書館が来年の3月に開館を予定しています。それに伴いまして、現在の市民センターの改革が行われますと分館という位置づけになります。それら分館化に伴いまして、各図書館の運営につきましても、教育委員会の仕事として残るわけございまして、中央図書館と連携を図りながら、円滑な図書館の運営を図っていききたいという内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、職員体制につきましましては、先ほど御説明しましたように、左の教育委員会事務局と市長部局の生活コミュニティ課の現状でございます。これが右にいきますと、教育委員会では中央図書館と社会教育課、市民会館の担当が残る。市長部局の方へは各市民センターの事業が移行するということで、それに伴いまして職員体制も変わっていくという内容でございます。基本的には、市民センターにつきましましては現状の4名を維持していきたい。出張所につきましましては、現有数が1名減になるという予定でございます。

その下、地域市民団体事務の支援と推進および施設管理の集中化というところでございます。これは、後ほど上段につきましましてはお目通しを願いたいと存じますが、下の市民センターの職員体制でございます。上段の右、改革後、市長部局ということになります。出張所併設センターと書いてございます。こちらは再任用職員が1名、正職員の係長が1名、住民票等と書いてありますが正職員1名、地域支援等の正職員1名、臨時職員1名、以上の5名ということになります。市民センターにつきましましては、再任用職員1名、係長はございまして、正職員2名、臨時職員1名、合計4名、このような形で今後進んでいくということになります。この再任用職員につきましましては、所長という位置づけになりますので、課長補佐ということでこちらに記載してございますが、課長補佐級が所長になるということで御理解をいただきたいと存じます。

最後でございますが、もう1枚おめくりいただきますと、関連図がございます。流れでございますが、今回、市民センターの所長ということで、真ん中の表をご覧ください。左に社会教育部長、その左に体育課長というのがございます。体育課から流れる仕事をずうっと下段を見ていただきますと、運動広場の管理業務、これが市民センターの方の業務ということで、引き続きお願いしたいという内容でございます。

戻りまして、社会教育課長から流れますのが、新しく再編されます生涯学習事業、これらをお願いしていくという内容でございます。

もう一つ、教育委員会の中では中央図書館、これは新しく4つの係がございます。新中央図書館には管理係、資料係、奉仕係、分館係というのがございます。そういうことから分館としてのお仕事をお願いしていくという内容でございます。

もう一つは市民部長から流れる事務でございますが、各市民センターの所長に対しまして指示がございます。施設の係、それから市民活動の推進係からそれぞれ指示が出て、市民センターの仕事が行われていくということで、現在まで行っておりました市民センターでの各業務が、今度

は市長部局へ移るという内容でございます。

それから、一番右に事業担当部長と書いてございますが、これは例えば子育て支援課などから依頼されます事業、これらを市民センターでの事業として、市長部局に置かれます担当課で調整をしながら、市民センターでの実施を図っていくという内容でございます。

それから、その右の「平成 18 年度における市民センターの取組の結果」でございますが、これは後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

もう一つ、本日はお手元にスケジュールということで、「平成 19 年 市民センター改革取組スケジュール(案)」というのがございます。この中で、先ほど御説明しましたが、3月に社会教育委員会議に説明しておりまして、本日が4月中ごろ、教育委員会事前説明ということで、現在説明をさせていただきます。これから、センターの職員への説明、あるいは議会への説明が6月、それから自治会連合会への説明が6月下旬ということでございまして、最終的に条例案の策定が9月下旬、12月の議会に条例をかけまして、20年4月1日から改革をしようとする内容でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしく御協議賜りたいと存じます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 教育委員会といたしましては、いわゆるセンターの管理運営権を手放して生涯学習事業に特化する、このような理解でいいんですか。

【社会教育部長】 今お話のとおり、確かに結論からいいますと、生涯学習事業に特化するということで御理解いただいてよろしいかと思えます。

【委員】 この表によりますと、市長部局に青少年の健全育成ということが移管していくといわれていますが、青少年の健全な育成というのは極めて大事な課題だと思うんです。それは、生涯学習との関連があるのではないかと思うわけなんですけれども、その連携というのはどんな形になっていますか。

【社会教育部長】 青少年健全育成ということでございますけれども、実は先ほども御説明しましたように、青梅市では青少年問題協議会という会がございます。これは、トップが市長で、市長が行っている事業でございます。それともう一つ、その下部組織としまして、補導連絡会というのがございます。これも市長部局での所管になっておりますが、私どもが青少年事業を行っている関係で、担当しております。以前も市長部局にございました経緯もございますので、ここで新しく市長がトップで行っている事業につきましては、そちらの方へ戻し、またそれらと社会教育部でも連携を図りながら、青少年事業を実施していこうという内容でございます。

【委員長】 生涯学習社会ということで、いつでも、だれでもが学習できる、そういうような課題を持って、国・都と進めている分野ではないかととらえているんですけれども、青梅市においては11のセンターの中で非常に活発に行われているということをとらえますと、全国の集まりや、各地区の集まり等においても、非常に青梅の生涯学習、または社会教育の位置づけというのは高いものという実感を持っておりました。ですから、その中で行われております事業、それが

ら市民の意識というものもおのずと高いものであるというふうに思っております。それを担っていたのが、この11のセンターであろうかと思うんですね。

今、御説明いただいたものは大変量の多いもので、正直申しまして、なかなかしっかりとらえきれていないということもあるかと思いますが、私は一つ懸念するところがございます。先ほど申し上げましたように、生涯学習社会だということを考えるときに、その生涯学習の集中化ということは、もちろんプラスとして考えていかなければいけないものだと思うんですね。

青梅市の中で11のセンターがあって、地域の中で支えられ、また地域に生涯学習ということを啓発したり、教育したり、指導したりと、実際に職員の方がされている。こういう基盤があったからこそ、このような集中化もこれからの時代に沿ったものであろうというふうにお考えになっておられると思うんです。その点については私も賛成です。

ただ一つ、やはり先ほど申し上げました懸念されていることは、それぞれの地域性を大事にする、それから市民の声、地域の声、ニーズをしっかりと把握して、それにこたえられるような、または生涯学習としての充実したものを展開していこうという形であったものが変わるということは、非常に難しいことだと。ですから、取りこぼしのないような生涯学習の集中化になってほしいというふうに思っているところです。各センターにおられた運営委員というものが廃止されて、違う大きな組織になるということですから、その組織のあり方もいろいろ御検討いただいて、これまでの生涯学習で培われたものにプラスしていくようなものになってほしいと思っております。

これからの青梅市の生涯学習の発展のために、しっかりやっていただきたいし、そういう組織改革であってほしいと思います。

この改革は、青梅市にとって大きなものだととらえておるわけですが、ほかの委員の方がいかがでしょうか。

【委員】 私、常々不思議に思っていたのは、例えばセンターに自治会連合会の仕事も入ってくる、地区の防災の仕事も入ってくる、そして生涯学習という大きな仕事も入ってくる。連合会のコミュニティの仕事は教育委員会が所管するのが一番いいのかどうかということは、多少疑問に思っていたんです。これは、自治会とのかかわりの中でも、そう思っていたんです。今回は、自治会の方、あるいは防災、いわゆる地域コミュニティ、あるいは諸団体との関係の仕事と、それから生涯学習の仕事がはっきり分かれたと。センターを2つに分けるわけにいきませんから、どっちかが所管するということになるので、市長部局の方に行つたと。それは適当だろうなど。阿部委員がおっしゃるように、地域の生涯学習のクラブを、今度は教育委員会が責任を持ってやっていくわけですから、やはり地域のニーズ、あるいは希望などを十分取り入れて、そしてそれぞれセンターの特色ある生涯学習を進めていっていただきたいと。これは我々の責任になると思うんです。それができれば、非常にある意味ですっきりしたと、こういう感じがするというところで、私はこれが時代の流れだし、一番いい方向かなと思っています。

【委員長】 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市市民センター改革実施計画（案）について 承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市市民センター改革実施計画（案）については承認されました。

協議事項は以上です。

日程第5 議案審議

議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について 御説明をお願いします。

【社会教育課長】 議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について 御説明申し上げます。

青梅市青少年委員につきましては、4月30日をもちまして任期満了となります。つきましては、青梅市青少年委員の設置に関する条例第3条の規定にもとづき、新たに別紙の者を委嘱しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 引き続き青少年委員をなされる方は、どなたですか。

【社会教育課長】 説明が雑駁で申しわけございませんでした。

別紙をごらんいただきまして、今回新しく委員になられる方、ちょっと説明させていただきますと、上から、第一小学校区・吉永さん、第二小学校区・吉原さん、第三小学校区・本橋さん、ずっと飛びまして第七小学校区・水村さん、成木小学校区・川口さん、新町小学校区・森ノ木さんでございますが、この方につきましては以前若草小学校を担当してございまして、住所が新町の方に移ったということで、今回新町小学校区の選出ということでさせていただいております。それから、若草小学校区・加藤さん。新しく委員になられたのは6名です。担当の変更が1名ということで、その他の方は留任でまたお願いしたいということでございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、これより採決いたします。

議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について 原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱については原案どおり可決されました。

【委員長】 以上、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について御説明申し上げます。

次回の教育委員会定例会は5月7日でございます。開始時刻は午後1時半でございます。次々回の定例会につきましては、5月21日、同じく午後1時半。両会とも会場はいずれもこの会議室でございます。

日程第6 委員長閉議および閉会

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前11時36分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員